

返戻金制度内容

東京都千代田区神田駿河台 2-2
M S & A D スタッフサービス株式会社

【人材紹介】

求人者が紹介手数料を当社に支払った後、求職者の自己都合又は就業規則違反等の求職者の責に帰すべき事由により入社から 6 か月以内に退職した場合、当社は受領した紹介手数料を次のとおり求人者に返戻する。

- (1) 入社から 1 か月以内に退職 : 80%
- (2) 入社から 3 か月以内に退職 : 50%
- (3) 入社から 6 か月以内に退職 : 10%

【派遣(※)契約期間中に派遣労働者を雇い入れた場合、派遣(※)期間終了後に派遣労働者を雇い入れた場合の人材紹介 (※)紹介予定派遣除く】

求人者が紹介手数料を当社に支払った後、求職者が専らその責めに帰すべき事由により 3 か月以内に退職した場合には、当社は受領した当初手数料の 2 分の 1 相当額を求人者に返戻する。